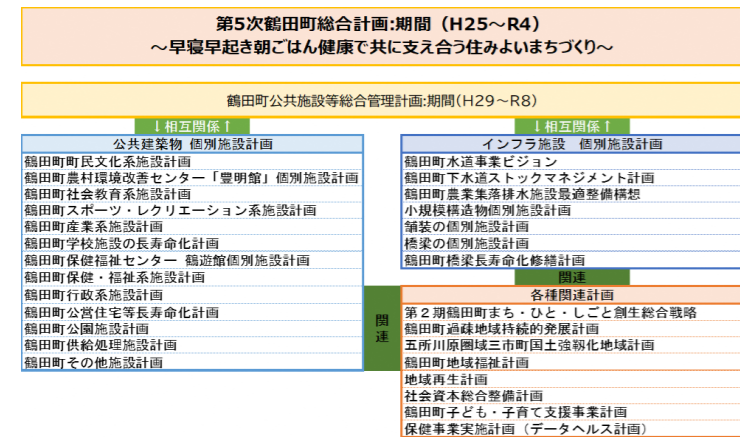


鶴田町公共施設等総合管理計画（概要版）

1 公共施設等総合管理計画の位置づけ

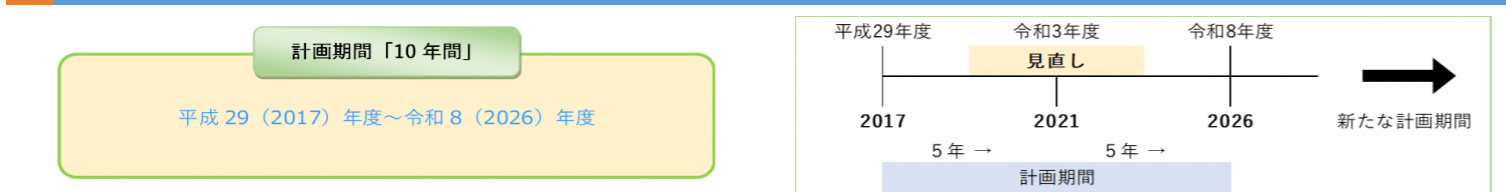


2 計画の対象

施設分類	主な施設
1 町民文化系施設	国際交流会館、町立中央公民館など
2 社会教育系施設	鶴の里ふるさと館、歴史文化伝承館
3 スポーツ・レクリエーション系施設	体育センター、武徳館など
4 産業系施設	道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」など
5 学校教育系施設	鶴田小学校、鶴田中学校など
6 保健・福祉系施設	保健福祉センター「鶴遊館」など
7 行政系施設	鶴田町役場、各消防屯所
8 公営住宅	駅東団地、鶴寿団地など
9 公園施設	富士見湖パーク、丹頂鶴自然公園など
10 供給処理施設	不燃物処理場
11 その他施設	未利用施設及び旧小学校など

インフラ系施設	主な施設
1 道路・トンネル	
2 橋梁	
3 水道	
4 下水道	
5 農業集落排水	

3 計画期間



4 公共施設（建築物）の状況

【施設数・延床面積・人口一人当たり面積】

分類	施設数	棟数	延床面積(m ²)	割合	人口一人当たり延床面積(m ²)
1 町民文化系施設	30	30	11,806	14.0%	0.98
2 社会教育系施設	2	4	2,315	2.7%	0.19
3 スポーツ・レクリエーション系施設	4	5	3,095	3.7%	0.26
4 産業系施設	6	9	3,602	4.3%	0.30
5 学校教育系施設	3	5	17,192	20.4%	1.42
6 保健・福祉系施設	3	4	4,140	4.9%	0.34
7 行政系施設	18	19	6,384	7.6%	0.53
8 公営住宅	4	114	13,741	16.3%	1.14
9 公園施設	3	10	2,053	2.4%	0.17
10 供給処理施設	1	2	350	0.4%	0.03
11 その他施設	15	23	19,623	23.3%	1.63
計	89	225	84,301	100.0%	6.99

令和3(2021)年度末(令和4(2022)年3月31日現在)の公共施設(建築物)の延床面積合計は約8.4万㎡となっており、その内訳は、大きい順でその他施設が23.3%、学校教育系施設が20.4%と続きます。また、公共施設(建築物)の人口一人当たりの面積を見ると、6.99㎡となっています。

【有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)の状況】

分類	取得価額(百万円)	R3減価償却累計額(百万円)	R2有形固定資産減価償却率	R3有形固定資産減価償却率
1 町民文化系施設	2,457	1,907	77.7%	77.6%
2 社会教育系施設	503	341	67.8%	67.8%
3 スポーツ・レクリエーション系施設	449	437	97.8%	97.3%
4 産業系施設	1,242	667	54.2%	53.7%
5 学校教育系施設	4,904	2,404	67.6%	49.0%
6 保健・福祉系施設	2,144	1,083	50.5%	50.5%
7 行政系施設	1,768	1,105	62.5%	62.5%
8 公営住宅	1,530	1,498	97.9%	97.9%
9 公園施設	237	233	98.2%	98.3%
10 供給処理施設	61	61	100.0%	100.0%
11 その他施設	4,349	2,659	75.6%	61.1%
計	19,644	12,395	71.3%	63.1%

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。町全体として有形固定資産減価償却率は令和3(2021)年度末で63.1%と資産が老朽化している状況となっています。

5 インフラ系施設の状況

【道路】

町道は431路線、総延長193.4kmあり、そのうち1級町道24路線、2級町道22路線が幹線道路をなし、町内主要集落への連絡道として配置されています。(令和元(2019)年度)。

幹線道路の整備状況は、全体を見ると舗装率は66.1%となっています。しかしながら、幹線以外の町道には未整備の生活道路が多く、舗装率及び改良率が低いことから地域発展の障害となっており、重要な社会資本である道路網のきめ細かな整備拡充をさらに図っていく必要があります。

【橋梁】

本町が管理する橋梁は管理している橋梁は47橋(令和4(2022)年3月31日現在)となっています。

平成28(2016)年度に橋梁の定期点検を行い、当時の管理橋梁47橋のうち1橋が判定区分Ⅲ(早期措置段階)と診断され、令和元(2019)年度に架け替えを行いました。

令和3(2021)年度に2巡目の点検を行い、管理橋梁47橋のうち、4橋が判定区分Ⅲ(早期措置段階)、1橋が判定区分Ⅳ(緊急措置段階)と診断されたため、早急な対応が必要です。このことから、定期点検による確実な状況把握(早期発見)、点検結果に基づく確実な対策(早期補修)が必要となっています。

【水道】

項目	数量
1 浄水場	1箇所
2 配水池	1箇所
3 導水管延長	2.45km
4 配水管延長	86.99km
5 給水人口	12,238人

給水区域は町の全域としており、町の南東部にある鶴田町浄水場の配水池にて津軽広域水道企業団からの浄水を受水し、配水ポンプ施設により配水しています。

現在唯一の水道施設である鶴田町浄水場の管理棟は昭和50(1975)年に設置されており、老朽化が進んでいます。配水池は平成25(2013)年度に新設しています。また管路については、管路は昭和51(1976)年に布設されたものが大部分を占めています。

【下水道・集落排水】

公共下水道		農業集落排水	
項目	数量	項目	数量
1 処理場	1箇所	1 処理場	5箇所
2 汚水管延長	47km	2 汚水管延長	55km
3 排水区域人口	5,844人	3 排水区域人口	5,795人

公共下水道事業は、公共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を目的として平成11(1999)年に供用開始しました。建設開始より20年以上となり、老朽化や効率性低下に伴う設備更新が始まり、今後は不明水対策や老朽化対策に向けた準備が必要となります。農業集落排水は平成3(1991)年から供用を開始し、各処理場の老朽化や各処理地区の排水区域人口の減少が課題となっています。

6 公共施設等の総合管理に関する基本的な方針

【鶴田町の公共施設等の課題】

(1)予防保全型のメンテナンスサイクルの確立 (2)財政負担の平準化実現への方策 (3)公共建築物の最適な量と配置の検討

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

①安全・安心の確保 ②アセットマネジメント(資産管理)の推進 ③財政負担の平準化の推進

点検・診断等の実施方針

利用状況、自然環境及び経年変化等、各施設の特徴等を考慮したうえで、施設の劣化及び機能低下を防ぎ、町民が安全・安心に利用できるよう定期的な点検・診断等を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来の更新費用等の抑制を図るために計画的な点検・診断及び修繕を行う「予防保全型」の維持管理への転換を推進します。

安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性や経年劣化等により利用が見込まれない公共施設等については、安全確保の観点から速やかに解体する等の措置を講じるものとします。

耐震化の実施方針

災害時における拠点施設としての機能確保の観点から、公共施設等の耐震改修整備を重要度・優先度に応じ、計画的な実施を検討するとともに、バックアップ機能を確保します。

長寿命化の実施方針

今後とも継続的に利用が見込まれると判断される施設については、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れた長寿命化を推進します。また、財政負担の軽減と平準化を実践します。

統合や廃止の推進方針

必要性がないと判断される施設は、議会や地域住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ、統合や廃止の方針を決定し、適正配置の検討を推進します。

ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設更新の際は、ユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

脱炭素化の推進方針

計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて再生エネルギーの積極導入や施設設備の改善等、さまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ります。

数値目標の設定

公共施設等総合管理計画等の実施を前提に計算した場合、建物延床面積は全体で14.0%の減少となります。町全体として質・量ともに適正な公共施設等の配置を実現していきます。

保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

未利用地(未利用資産等)については庁内照会等を行い、利用がない場合売却処分や貸付等を進めます。廃止施設については、廃止後速やかに処分できるように進めていきます。

各種計画及び国管理施設との連携

鶴田町総合計画をはじめとした関連計画及び公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性を図りながら連携を推進していきます。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①PPP/PFIの推進 ②広域連携による事業の推進 ③個別施設計画の作成 ④施設マネジメントの一元化 ⑤職員の意識改革

7 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

町民文化系施設	対象 30 施設	学校教育系施設	対象 3 施設	供給処理施設	対象 1 施設	廻廻文化センター建設事業
更新	1 施設	大規模改修	1 施設	現状維持	1 施設	ふれあいセンター建設・整備事業
一部改修	4 施設	現状維持	2 施設	その他施設	対象 15 施設	体育センター改修事業
現状維持	25 施設	保健・福祉系施設	対象 3 施設	一部改修	1 施設	武徳館改修事業
社会教育系施設	対象 2 施設	一部改修	1 施設	民間移譲・売却・転用・除却	6 施設	鶴田小学校建設事業
現状維持	2 施設	現状維持	2 施設	現状維持	8 施設	鶴田中学校改修事業
スポーツ・レク系施設	対象 4 施設	行政系施設	対象 18 施設	今後予定される主要事業		保健福祉センター「鶴遊館」改修事業
大規模改修	1 施設	一部改修	12 施設	国際交流会館天井照明器具LED更新事業		庁舎天井照明器具LED更新事業
一部改修	1 施設	現状維持	6 施設	国際交流会館トイレ洋式化改修事業		県農業水路等長寿命化防災災害事業
現状維持	2 施設	公営住宅	対象 4 施設	国際交流会館屋根及び外壁改修事業		消防屯所改修及び建替事業
産業系施設	対象 6 施設	更新	1 施設	公民館整備事業		消防屯所トイレ洋式化改修事業
一部改修	2 施設	現状維持	3 施設	農村環境改善センター改修事業		駅東団地整備事業
現状維持	4 施設	公園施設	対象 3 施設	コミュニティプラザ屋根及び外壁、照明器具改修事業		鶴寿団地整備事業
		現状維持	3 施設	文化センター建設・整備事業		みどり団地改修事業
						富士見湖パーク内トイレ改修事業
						丹頂鶴自然公園トイレ改修事業
						火葬場施設整備事業

8 本計画推進による財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日)に基づき、財政効果額を算出しました。

A:単純更新費用:既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

B:個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

C:対策による効果額(財政効果額)

財政効果額 C = 単純更新費用 A - 個別施設計画対策額 B

【財政効果】

種別	(単位:百万円)		計
	更新費用	維持管理コスト	
1 公共施設等	△8,738	420	△8,318
2 道路	※	※	0
3 橋梁	※	※	△9
4 水道	※	※	△607
5 下水道・農業集落排水	※	※	△1,600
合計	△8,738	420	△10,534

※更新費用及び維持管理コストは合算額

※道路及び農業集落排水は財政効果が個別施設計画において未算定

9 充実可能な地方債・基金等の財源についての考え方

充実可能な財源見込みとして、公共施設等整備基金等を活用していきます。地方債については交付税措置率の高いものを中心に活用していく考えです。交付税措置率の高い地方債は時限付きのものが多いため見通しが難しいですが、現段階で活用できるものは最大限活用していきます。今後も活用可能な交付税措置等が出てくれば活用に向けて積極的な検討を行う考えです。

10 公共施設マネジメントの実行体制

